

時津町医療的ケア児訪問型レスパイト事業

時津町では、在宅で生活する医療的ケア児が、医療保険の適用を超える訪問看護の利用や、医療保険の適用外となる訪問看護を受けた場合に、その費用を助成する「訪問型レスパイト事業」を開始しました。

○事業内容

自宅での長時間にわたる訪問看護の利用や自宅外での訪問看護の実施など、医療保険の適用とならない訪問看護の利用にかかる費用を助成します。



○利用の例

利用の例として、以下のような場合があります。

「頻繁に医療的ケアが必要なので、通院のときや外出時にはひとりでは大変」

⇒レスパイト事業を利用することで、訪問看護師が通院や外出のときに付き添うことができます。

「用事で外に出かけなきゃいけない。自宅で子どもを見てほしいけど、頼める人がいない…」

⇒レスパイト事業を利用することで、ご自宅での長時間のケアを訪問看護師が行うことができます。

○対象者

次の①～⑤の要件すべてに該当する医療的ケア児及びそのご家族が対象です。

①時津町内に住所があること。

②0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

③在宅で同居の家族等による介護を受けて生活していること。

④医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。

⑤訪問看護により医療的ケアを受けていること。



○助成金額

健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護の時間×7,500円（1時間あたりの単価）

※医療的ケア児1人につき年間96時間（ひと月あたり8時間）を上限とします。

○利用方法

(1) 利用相談・申請

対象となる医療的ケア児のご家族から、レスパイト事業を利用したい旨の相談を受けた上で、以下の書類を福祉課障害福祉係へご提出ください。

【必要書類】 ①利用申請書

②医療的ケアを受けていることを証明する書類（医師の指示書の写し等）

(2) 利用決定

時津町から訪問看護ステーションを通じて、「利用決定通知書」をお送りします。

(3) 事業の実施

利用日時をご家族と訪問看護ステーションとの間で調整した上で、実施します。

(4) 補助金の交付申請

事業実施後、訪問看護ステーションが毎月利用実績を報告し、補助金の申請及び請求を行います。

(5) 補助金の交付

町が実績等の内容を審査した後、訪問看護ステーションに交付決定通知書をお送りし、後日、指定された口座へ補助金を振り込みます。

申請・問い合わせ先

時津町役場 福祉課障害福祉係 [TEL] 865-6940 (〒851-2198 西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1)